

第67号議案

府中市営駐車場条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年12月2日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

府中駅南口市営駐車場に係る一時利用料金の上限額の見直しに伴うほか、所要の改正を行うものであります。

府中市営駐車場条例の一部を改正する条例

府中市営駐車場条例（平成7年12月府中市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

（利用期間）

第4条 駐車場の利用期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 定期利用 月を単位とし、規則で定める期間の利用
- (2) 時間利用 駐車時間を単位とし、1週間を限度とする利用

2 市長は、前項第2号に規定する利用期間について特別な理由があると認めるときは、これを変更することができる。

第6条第1項中「利用者」を「駐車場を利用する者（以下「利用者」という。）」に改め、同条第2項中「駐車時間1時間までごとに400円」を「別表に定める額」に改め、同条第3項中「利用料金」を「時間利用に係る利用料金」に改め、同条第5項中「必要」を「時間利用について必要」に、「利用料金」を「時間利用に係る利用料金」に改める。

第8条ただし書中「回数券等」を「定期利用に係る利用料金又は回数券等」に改める。

第13条第2項第1号中「第4条ただし書」を「第4条第2項」に改める。

第15条第1項中「駐車時間1時間までごとに400円」を「別表に定める額」に改め、同条第2項中「利用料金」とあるのは「駐車料金」との次に「、別表中「利用料金」とあるのは「駐車料金」と」を加える。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第6条、第15条）

駐車場の利用料金

利用区分	1台当たりの利用料金
定期利用	1月につき33,000円
時間利用	1時間までごとにつき500円

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の第4条第1項第1号に規定する定期利用に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。

3 この条例による改正後の別表に定める額の範囲内における利用料金の額の決定に関し必要な手続は、施行日前においても行うことができる。